仕　様　書

1　件　　名　　大慈寺地区コミュニティ消防センター塗装等修繕

2　修繕場所　　盛岡市鉈屋町 10 番 7 号　大慈寺地区コミュニティ消防センター

3　修繕期間　　契約締結日の翌日から令和 7 年 12 月 15 日まで

4　修繕内容

修繕内容の詳細は、修繕内訳書による。

・外壁塗装修繕及び塔屋外壁塗装

5　共通仕様

内訳書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（最新版）」による。

6　施工

(1) 施工箇所が既に供用されている施設である為、施設利用者及び施設関係者並びに付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に発注者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。

(2) 本修繕に使用する材料等のうち、特定の物が特記された場合は、内訳書等に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、発注者の承諾を受けるものとする。

(3) 本修繕にかかる軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。

(4) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。

(5) 施工に必要な水、電力等の使用は施設管理者と協議すること。

(6) 発生材の処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき適法に処分すること。

(7) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。（要領書等は盛岡市ホームページを参照）

(8) 修繕の着手、修繕作業中及び完了において官公署、消防署、電力及び通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、発注者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。

なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

7 主な提出書類

(1) 実施工程表

(2) 業務完了報告書

(3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）

(4) その他必要なもの

8 履行上の注意事項

(1) 履行に当たっては、施設の現状を踏まえながら、修繕を行うよう留意すること。

(2) 作業中は、建築物及び利用者の車両等を損傷しないよう十分注意すること。

(3) 修繕完了後は、各資材その他残留物を搬出し、施設周辺の後片付け及び清掃を十分に行うこと。

(4) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定するものとする。

(5) 修繕に係る消耗品、材料費等の費用は、受注者の負担とする。

(6) 不要となった廃材及び産業廃棄物処分費等を含むものとする。